

平成23年度 法科大学院入学者選抜試験問題

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目で90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペン（鉛筆は不可）またはボールペンを使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【商法】

以下の第1問から第10問について、会社法の規定及び判例の趣旨に照らし、誤っているもの又は正しいものを1つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

[配点各問4点]

第1問 持分会社について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 持分会社の定款には、社員の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。
2. 合名会社は、すべて無限責任社員からなる。
3. 合資会社は、無限責任社員と有限責任社員からなる。
4. 合同会社は、すべて有限責任社員からなる。
5. 持分会社は、合名会社、合資会社、有限会社からなる。

第2問 大会社等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 大会社とは、貸借対照表の資本金が5億円以上の株式会社のみをいう。
2. 公開会社とは、全部の株式について譲渡制限を設けていない株式会社である。
3. 外国会社とは、外国の団体が日本の法令に準拠して設立した法人その他である。
4. 親会社と子会社は、議決権の過半数その他、経営を支配しているかどうかにより認定される。
5. 委員会設置会社とは、指名委員会、監査委員会、報酬委員会のうちいずれか1つを置く株式会社をいう。

第3問 株式及び株主について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株主は、その有する株式を原則として自由に譲渡することができる。
2. 株式会社は、株主を、株式の内容及び数とは一切関係なく、すべて一律平等に取り扱わなければならない。
3. 最高裁判所の判例によれば、定款による株式の譲渡制限に違反した譲渡も、当事者間では有効である。
4. 株主の責任については、その有する株式の引受価額が限度となる。
5. 株式会社は、何人に対しても、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与

をしてはならない。

第4問 株主総会について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株主総会は、すべての株式会社において、一切の事項を決議することができる。
2. 株主総会の招集通知は、必ず総会の日々の2週間前までに、株主に発しなくてはならない。
3. 株主は、原則としてその有する株式1株につき1個の議決権を有する。
4. 最高裁判所の判例によれば、定款による議決権行使の代理資格の制限は、絶対的に無効である。
5. 株主総会の議事録については、債権者には閲覧する権利が認められていない。

第5問 株式会社の機関について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社には、1人又は2人以上の取締役を置くことが義務付けられている。
2. 監査役会設置会社については、取締役会を置く必要がある。
3. 委員会設置会社は、監査役を置いてはならない。
4. 委員会設置会社は、会計監査人を置かなければならない。
5. たとえ大会社であっても、公開会社でなければ、会計監査人を置く必要はない。

第6問 取締役・代表取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 取締役は、法人であっても、なることができる。
2. 公開会社では、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることはできない。
3. 取締役会非設置会社においては、取締役が株式会社の業務を執行することはない。
4. 代表取締役は株式会社の業務に関して、裁判外の行為をする権限を有するが、裁判上の行為をする権限はない。
5. 代表取締役以外の取締役に、副社長その他の名称を付した場合でも、その取締

役の行為について、会社が第三者に責任を負うことはない。

第7問 取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。
2. 代表取締役は、3か月に1回以上、職務状況を取締役会に報告する義務を負う。
3. 取締役会の招集手続の要件は厳格であり、招集手続の省略は一切認められていない。
4. 取締役会の決議に特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。
5. 監査役設置会社において、株主が取締役会の議事録を閲覧するには、裁判所の許可が必要になる。

第8問 監査役及び会計監査人について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 監査役会設置会社の監査役のうち半数以上は、社外監査役でなければならない。
2. 会計監査人は、公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人でなければならない。
3. 監査役が、会計監査人を解任することはできない。
4. 監査役は、取締役会に出席しても、意見を述べることはできない。
5. 会計監査人は、職務上取締役の不正行為を発見しても、報告する義務は負わない。

第9問 会社の計算について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従ってなされる。
2. 株式会社の会計帳簿は、その閉鎖の時から10年間、保存する義務がある。
3. 株主が会計帳簿の閲覧を請求するには、請求理由を明らかにしなければならない。
4. 株式会社の計算書類の範囲には、貸借対照表等のほか、広く事業報告までも含

まれる。

5. 大会社は定時総会終結後、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第10問 会社の組織再編について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 組織変更には、合名会社が合同会社になることも含まれる。
2. 合併には、吸収合併のほか、権利義務を設立する会社に承継させる新設合併がある。
3. 会社分割は、株式会社でも合名会社でも、することができる。
4. 株式交換は、株式会社と株式会社の間においてしか行うことができない。
5. 株式移転は、株式会社と、株式会社又は合同会社の間で行うことができる。

【民事訴訟法】

[配点各問4点]

問1 管轄に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ① 事物管轄とは、第一審訴訟事件を簡易裁判所と地方裁判所のどちらが担当するかのためである。
- ② 訴額が140万円を超えない請求に係る民事訴訟が地方裁判所の管轄に属することはない。
- ③ 事物管轄に関しても管轄の合意が認められる。
- ④ 簡易裁判所は、本来であればその事物管轄に属し、地方裁判所の事物管轄には属さない事件であっても、相当と認めれば、地方裁判所に移送することができる。
- ⑤ 簡易裁判所は、本来であればその事物管轄に属する事件であっても、地方裁判所に移送しなければならない場合がある。

問2 次の各場合のうち、当事者の同意までは必要ではないが、その意見を聴く必要がある場合の組み合わせとして正しいものを1つ選びなさい。

ア 準備的口頭弁論を開始する場合

イ 書面による準備手続を開始する場合

ウ 争点・証拠の整理または訴訟手続の進行に関して必要な事項の協議をするにあたり、訴訟関係を明瞭にし、または訴訟手続の円滑な進行を図るために必要であるので、専門的な知見に基づく説明をさせるために専門委員の関与を認める場合

エ 専門的知見を要する事件の和解を試みる期日において、専門的な知見に基づく説明をさせるために専門委員の関与を認める場合

オ 知的財産に関する事件の和解を試みる期日において、専門的な知見に基づく説明をさせるために裁判所調査官の関与を認める場合

- ① アとウ ② イとウ ③ ウとエ ④ ウとオ ⑤ エとオ

問3 判例を前提とした場合に、重複起訴の禁止に関する次の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

- ① 債権者が第三債務者に対して債権者代位訴訟を提起している場合、債務者が当

該訴訟に独立当事者参加をし、第三債務者に対して訴訟物を同じくする訴えを提起しても重複起訴の禁止に反しない。

- ② 甲は乙に対して売買代金債権（A債権）の履行請求訴訟を提起し、他方で、乙も甲に対して売買代金債権（B債権）の履行請求の別訴を提起した。その後の甲の乙に対する訴訟におけるA債権に対するB債権による相殺の抗弁は、重複起訴禁止の趣旨に照らして不適法である。
- ③ ②において、乙の甲に対する訴えが反訴によるものであった場合には、当該反訴は、その後の相殺の抗弁の提出により、乙の別段の意思表示のない限り、B債権について本訴において相殺の自働債権として既判力ある判断が示される場合にはその部分について反訴請求をしない趣旨の予備的反訴に変更されるため、重複起訴の問題は生じないものと解される。
- ④ ②において、乙の甲に対する訴訟がB債権の一部を特に一部として明示して請求する訴訟であり、相殺の抗弁がその残部を自働債権とするものであった場合には、当該相殺の抗弁は許される。
- ⑤ 債務不存在確認訴訟の係属中に当該訴訟の被告が同一債権の履行請求の別訴を提起することは重複起訴の禁止に触れるが、同様の反訴は適法であり、この場合、本訴と反訴を併合審理の上、両者について本案判決をすべきである。

問4 判例の立場を前提とした場合、当事者に関する以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

- ① 訴状提出後送達前に被告とされた者が死亡していた場合、相続人が異議を述べずに訴訟を承継して訴訟行為を行っていたとしても、死者という実在しない者を相手にした訴訟は不適法であるから、当該訴えは常に却下されるべきである。
- ② 民法上の組合において、組合同規約に基づいて、自己の名で組合財産を管理し、組合財産に関する訴訟を進行する権限が認められている業務執行組合員には、組合財産に関する訴訟に係る任意的訴訟担当が認められるから、組合自体に当事者能力を認める必要はなく、それが権利能力なき社団で代表者の定めあるものに該当することはない。
- ③ 権利能力なき社団が当事者能力を認められるときは、実質的に社団に帰属する

財産について、形式的にも社団に帰属する旨の確認訴訟を提起することができる。

- ④ 実質的に権利能力なき社団に帰属する不動産であってもその代表者名義で登記をするほかないから、代表者ではない他の社団の構成員は自己の名で登記請求訴訟を進行する余地はない。
- ⑤ 成年後も12, 3歳程度の精神能力しか有しない者が、自己に対する家屋所有権移転登記, 明渡し等を命じる判決に対し控訴を提起し, かつ, それを取り下げた場合, 重大な結果を招来することを理解することをせずになされた控訴の取下げは無効であるが, 自己に有利な趣旨を理解し得た控訴の提起は有効である。

問5 下記の文章中の空欄に適する語句の組合せとして正しいものを1つ選びなさい。

現在または将来の訴訟当事者が現在または将来の特定の民事訴訟に関して、一定の効果の発生を目的とする合意を訴訟上の合意という。管轄の合意、担保提供方法に関する合意、[ア]の合意等のように、民事訴訟法が明文をもって認めている場合がある。明文がない場合には、[イ]禁止の原則からそのような合意は認められないことが多いが、処分権主義、[ウ]の支配する範囲内では特定の訴訟行為をするか否かは当事者の自由であるから、これを認めて差し支えない。

そのような合意として訴え取下げ契約があるが、その法的性質については、原告に訴え取下げの私法上の義務を負わせるものと捉える[エ]があり、これによると、この合意の存在にもかかわらず原告が訴えを取り下げない場合、被告からこの合意の存在が主張・立証されれば、当該訴えは[オ]を理由に却下されることになる。

- ① ア 期日変更 イ 当事者訴訟 ウ 弁論主義 エ 私法行為説
オ 訴権の濫用
- ② ア 期日指定 イ 任意訴訟 ウ 自由主義 エ 私法行為説
オ 訴えの利益の喪失
- ③ ア 期日変更 イ 任意訴訟 ウ 弁論主義 エ 私法行為説
オ 訴えの利益の喪失

- ④ ア 期日指定 イ 任意訴訟 ウ 弁論主義 エ 私法行為説
オ 訴権の濫用
- ⑤ ア 期日変更 イ 当事者訴訟 ウ 弁論主義 エ 訴訟行為説
オ 訴えの利益の喪失

問6 下記の文章中の空欄に適する語句の組合せとして正しいものを1つ選びなさい。

「[ア]は、争いのある事実について証拠調べの結果および[イ]に基づいて事実を認定すべきとする原則である。[ア]の中心となるのは、証拠方法の[ウ]の評価を裁判官の自由な判断にゆだねるとする考え方である。つまり、裁判官の行う事実認定は[エ]より解放され、その自由な判断に任されている。しかし、このことは決して裁判官の恣意的な事実認定を許す趣旨ではない。」

- ① ア=法定証拠主義 イ=争点整理の結果 ウ=証拠価値 エ=判例法
- ② ア=処分権主義 イ=弁論の全趣旨 ウ=証明責任 エ=経験則
- ③ ア=法定証拠主義 イ=弁論の全趣旨 ウ=証拠能力 エ=経験則
- ④ ア=自由心証主義 イ=争点整理の結果 ウ=証拠能力 エ=法定証拠法則
- ⑤ ア=自由心証主義 イ=弁論の全趣旨 ウ=証拠価値 エ=法定証拠法則

問7 判決の効力に関する以下の説明のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ① 500万円の貸金返還請求訴訟での請求認容判決確定後、この債務を任意履行した被告が、貸金返還債務の不存在を主張した上で同額の不当利得返還請求訴訟を提起した場合、後訴は前訴と請求（訴訟物）を異にするので前訴判決の既判力に触れることはない。
- ② 不動産所有権確認訴訟で敗訴した原告が、その判決確定後に被告から当該不動産を買い取った場合に、改めて前訴被告を相手取って同じ不動産の所有権確認訴訟を提起することは、前訴判決既判力には抵触しない。
- ③ 建物所有権に基づく建物明渡請求訴訟で原告の請求認容判決が確定した場合、原告の建物所有権が既判力でもって確定される。
- ④ 原告が500万円の貸金返還請求訴訟を提起し、被告が400万円の売買代金債権を

自働債権とする相殺の抗弁を提出したところ、裁判所は原告の請求をすべて認め、被告の売買代金債権は200万円を限度として認め、被告に300万円の支払いを命じる判決を下した。この判決が確定した場合に既判力が及ぶのは、原告の貸金債権については300万円の存在と200万円の不存在であり、被告の売買代金債権については200万円の不存在である。

- ⑤ 売買代金支払請求訴訟において、被告が同額の貸金債権を自働債権とする相殺の抗弁を提出し、これが認められて請求棄却判決がなされた場合、原告の請求は排斥されているので被告は控訴を提起することはできない。

問 8 訴訟上の和解に関する以下の説明のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ① 訴えの提起がなくても、裁判所に和解の申立てをすることができる。
- ② 第1回口頭弁論期日の冒頭で和解をすることができる。
- ③ 裁判所の許可を得なければ和解をすることができない。
- ④ 両当事者が共同して申し立てることにより、裁判所に和解内容を決めてもらうことができる。
- ⑤ 期日に当事者の一方しか出席していなくても、和解をなすことができる。

問 9 証拠調べに関する以下の説明のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ① 受命裁判官または受託裁判官によらなければ、証人尋問を裁判所外で行うことはできない。
- ② 当事者尋問は、他の証拠方法により裁判所が心証を得ることができない場合や、他に証拠方法がない場合に限り、行うことができる。
- ③ 証拠の申出は、証拠調べが終了した後でも撤回することができる。
- ④ 原告である株式会社を代表する代表取締役を尋問するときは、証人尋問の方式により尋問するため、当該代表取締役は宣誓をする義務を負う。
- ⑤ 当事者尋問は、当事者からの申立てがなくても、裁判所が職権で行うことができる。

問10 上訴に関する以下の説明のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ① 上告裁判所は、上告状その他の書類により、上告に理由がないと認めるときは、口頭弁論を開かないで、判決により上告を棄却することができる。
- ② 最高裁判所に対する上告は、憲法違反または最高裁判所の判例違反を理由とする場合に限り、なすことができる。
- ③ 控訴の提起は、控訴状を第1審裁判所または控訴裁判所に提出してしなければならない。
- ④ 控訴人は、控訴審の終局判決があるまでは控訴を取り下げることができるが、被控訴人が附帯控訴をしている場合には、控訴の取下げにより被控訴人に不利益を与えるので、控訴の取下げには被控訴人の同意が必要となる。
- ⑤ 中間判決に対しては、中間の争いを早期に確定するため、独立して控訴を提起することができる。

【刑事訴訟法】

[配点各問4点]

【No. 1】 現行のわが国の刑事訴訟制度が採用している考え方の組み合わせで正しいものを1つ選びなさい。

(捜査手続)	(公訴の提起)	(公判の審理形態)	(証拠法)
(1) 任意捜査の原則	国家訴追主義	職権主義	法定証拠主義
(2) 任意捜査の原則	国家訴追主義	当事者主義	伝聞法則
(3) 強制処分法定主義	被害者訴追主義	論争主義	自白法則
(4) 強制処分法定主義	被害者訴追主義	当事者主義	法定証拠主義
(5) 任意捜査の原則	検察官訴追裁量主義	職権主義	伝聞法則

【No. 2】 以下の文章のうち正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 職務質問を受けた者が突然逃げ出した場合には、警察官は刑事訴訟法212条2項4号（「誰何されて逃走しようとするとき」）に基づいて、その者を準現行犯逮捕することができる。
- (2) 最高裁判所は、飲酒運転が多発する地域において、そこを通る自動車を一斉に止めて飲酒運転の有無を確認するには、運転者の任意の協力がある場合には、警察官職務執行法に基づいて行うことができるとしている。
- (3) 既に令状が発付された被疑者を逮捕する場合には、令状主義により、被疑者に令状を提示しなければ逮捕できないことから、逮捕状を所持していない警察官が被疑者を発見した場合には、令状を提示するために、被疑者に対して任意同行を求めなければならない。
- (4) 窃盗罪で逮捕された被疑者が、取調べにおいて殺人を自白したことから、検察官は、窃盗罪については勾留請求をせずに、殺人罪で勾留請求をすることができる。
- (5) 背任罪で逮捕された被疑者の勾留請求にあたっては、背任罪とともに余罪であり未だ逮捕されていない横領罪についても、勾留請求をすることができる。

【No. 3】 以下の文章のうち、AからDまでのかっこの中に当てはまる語句の組み合わせで正しいものを1つ選びなさい。

刑事訴訟法198条1項は、「検察官，検察事務官又は司法警察職員は，犯罪の捜査をするについて必要があるときは，被疑者の出頭を求め，これを取調べるができる。但し，被疑者は，逮捕又は勾留されている場合を除いては，出頭を拒み，又は出頭後，何時でも退去することができる。」と規定している。本条については，逮捕・勾留されている被疑者には取調べ受忍義務があるか，について華々しく論じられてきた。この議論のスタートラインは，同条但書について（A）ができるかどうかであった。学説の大勢は，同条但書について（A）を認めてしまうと，（B）が保障されているといっても，事実上，（B）を侵害することになってしまうことから，政策的に同条但書は（A）すべきではなく，取調べ受忍義務を（C）する。その一方で，捜査実務は，同条但書は（A）が可能であるとして，逮捕・勾留されている被疑者は，取調官の出頭の要請があれば，取調室に出頭し，その上で，取調べを受忍する義務を（D）するものと言える。なお，判例は，この点についてある事件における大法廷判決において，取調べ受忍義務を（E）する立場を示しているが，学説の中には，この大法廷判決は限定的に考えるべきとする主張もある。

	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)
(1)	文言解釈	弁護権	肯定	肯定	肯定
(2)	文理解釈	黙秘権	否定	肯定	肯定
(3)	反対解釈	接見交通権	否定	否定	否定
(4)	文言解釈	弁護権	肯定	否定	否定
(5)	反対解釈	黙秘権	否定	肯定	肯定

【No. 4】 以下の文章のうち正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 最高裁判所は，差押対象物が覚せい剤といった証拠隠滅が容易になされるおそれがある物であるような場合には，相手方に事前に令状を提示しなくても捜索を開始することが許されることがあるとしている。

- (2) 最高裁判所は、既に発付されたA宅に対する捜索・差押許可状に基づいて、捜索が開始された後にA宅に届けられた小包を捜索することはできないとしている。
- (3) 最高裁判所は、刑事訴訟法220条1項2号に基づく逮捕に伴う捜索、差押えは、現実に被疑者を逮捕した後でなければ行えないとしている。
- (4) 最高裁判所は、被疑者から尿を強制的に採取する場合には、その者が道路上等にいるときには、新たに身体を拘束する令状を必要としている。
- (5) 最高裁判所は、強盗殺人事件の捜査において、その犯人と被疑者が同一人物であるかを確認するために、公道上を歩く被疑者を犯罪発生後に撮影する措置を違法であるとしている。

【No. 5】 以下の文章のうち正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 事件単位の原則によれば、Aの死体を遺棄したとして逮捕された被疑者については、Aの殺害について取調べを行うことは禁じられる。
- (2) 最高裁判所は、被疑者・被告人の接見交通権は憲法34条の弁護権を具体化したものであることから、被疑者の弁護人が接見を行うために被疑者の勾留されている施設に赴いたところ、被疑者が実況見分のため犯行現場にいる場合には、捜査機関は実況見分を直ちに中止し、被疑者が弁護人との接見を行えるようにしなければならないとしている。
- (3) 最高裁判所は、逮捕された被疑者が弁護人となろうとする弁護士との接見を申し出た場合には、捜査機関は、できるだけ直ちに接見が行えるように配慮しなければならないとしている。
- (4) 刑事訴訟法39条3項は、公訴の提起前に限り接見制限を行うことができると規定していることから、最高裁判所は、強盗罪で起訴された被告人に未だ捜査中の殺人罪の捜査が行われている場合には、捜査機関は殺人罪を根拠として接見制限を行うことはできないとしている。
- (5) 違法な接見制限が行われた場合には、裁判所は被疑者の勾留請求を却下しなければならない。

【No. 6】 検察官による不起訴処分をコントロールすることを直接の目的とする制度を1つ選びなさい。

- (1) 被害者参加制度
- (2) 公判前整理手続
- (3) 即決裁判手続
- (4) 準起訴手続
- (5) 起訴状一本主義

【No. 7】 被告人が犯人性を争っており、事件が公判前整理手続に付された強盗殺人事件について、以下の5つの訴訟当事者の活動のうち、公判前整理手続及び公判手続の流れに照らして、3番目に来るものはどれか。

- (1) 弁護人による最終弁論
- (2) 検察官による証明予定事実記載書面の提示
- (3) 鑑定人による鑑定結果の報告
- (4) 捜査手続においてした被告人の自白を録取した調書の取調べ請求
- (5) 裁判長による被告人への黙秘権の告知

【No. 8】 以下の文章のうち正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 伝聞法則とは、裁判所の面前で反対尋問を経ていない供述証拠の証拠能力を否定するものであり、現行法はその例外を認めていない。
- (2) 伝聞法則は、簡易公判手続及び即決裁判手続においても適用される。
- (3) 交通事故の目撃者が供述した内容を司法警察員が調書に記載した書面は、伝聞証拠であるから、その書面には証拠能力を認めることはできない。
- (4) 最高裁判所は、服役囚とその妻との間で交わされた手紙については、323条3号の書面に該当しないとしている。
- (5) 最高裁判所は、ソウル地方法院に起訴された共犯者Aの公判廷における供述を記載した公判調書について、「特信情況」を肯定し、321条1項3号の要件をみた

すとしている。

【No. 9】 以下の文章のうち正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 証拠の自然的関連性とは、証拠調において、公訴事実と関連性のない証拠を取り調べることを禁じるという原則をいう。
- (2) 最高裁判所は、警察犬の臭気選別により得られた鑑定書については、犬の臭気の正確性について科学的な根拠がないことを理由に、証拠能力を否定している。
- (3) 最高裁判所は、被告人と犯人の同一性は直接証拠によらなければ認定することができないとしている。
- (4) 最高裁判所は、被告人が特異な手段で犯罪を行った前科がある場合には、そのような類似事実である前科を理由に、被告人に有罪の認定をすることができる場合もあるとしている。
- (5) 最高裁判所は、筆跡鑑定は鑑定人の経験と勘に頼るところがあるとして、その証拠能力を否定している。

【No.10】 裁判及び処分の種類とそれらに対する不服申立ての組合せで正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 司法警察員のした違法な逮捕—準抗告
- (2) 検察官のした違法な接見制限—準抗告
- (3) 簡易裁判所のした第1審判決—抗告
- (4) 高等裁判所のした第2審判決—特別抗告
- (5) 高等裁判所のした再審開始決定—非常上告